

## 平成27年第4回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成27年9月15日（火曜日）

---

### ○議事日程

平成27年9月15日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（24名）

1 番	和 田 敏 明 君	2 番	藤 村 こ ず え 君
3 番	清 水 浩 司 君	4 番	山 下 和 明 君
6 番	山 田 耕 治 君	7 番	三 原 昭 治 君
8 番	河 杉 憲 二 君	9 番	山 根 祐 二 君
10 番	安 村 政 治 君	11 番	橋 本 龍 太 郎 君
12 番	吉 村 弘 之 君	13 番	山 本 久 江 君
14 番	田 中 敏 靖 君	15 番	中 林 堅 造 君
16 番	久 保 潤 爾 君	17 番	田 中 健 次 君
18 番	平 田 豊 民 君	19 番	今 津 誠 一 君
20 番	木 村 一 彦 君	21 番	上 田 和 夫 君
22 番	行 重 延 昭 君	23 番	松 村 学 君
24 番	高 砂 朋 子 君	25 番	安 藤 二 郎 君

---

### ○欠席議員（1名）

5 番 重 川 恭 年 君

---

### ○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君  
総 務 部 長 原 田 知 昭 君 総 務 課 長 河 田 和 彦 君  
総 合 政 策 部 長 平 生 光 雄 君 生 活 環 境 部 長 福 谷 眞 人 君  
健 康 福 祉 部 長 藤 津 典 久 君 産 業 振 興 部 長 山 本 一 之 君  
産 業 振 興 部 理 事 熊 谷 俊 二 君 産 業 振 興 部 理 事 本 田 良 隆 君  
土 木 都 市 建 設 部 長 山 根 亮 君 入 札 検 査 室 長 金 谷 正 人 君  
会 計 管 理 者 桑 原 洋 一 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 末 岡 靖 君  
監 査 委 員 事 務 局 長 藤 本 豊 君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 福 田 直 之 君  
消 防 長 三 宅 雅 裕 君 教 育 部 長 末 吉 正 幸 君  
上 下 水 道 局 長 清 水 正 博 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

---

午前 10 時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
欠席の届け出のありました議員は重川議員であります。

---

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。22番、行重議員、24番、高砂議員御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより、質問に入ります。最初は、13番、山本議員。

〔13番 山本 久江君 登壇〕

○13番（山本 久江君） おはようございます。日本共産党の山本久江でございます。今回は、地域医療の取り組みについて、国民健康保険料の負担軽減について、子育て支援について、大きく3点にわたって質問をさせていただきます。

まず最初に、地域医療の取り組みについてお尋ねをいたします。

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けた医療提供体制の改革と称して、

医療介護総合確保推進法を成立させました。その改革の方向性として、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供する体制を整備し、患者ができるだけ早く社会に復帰し、地域で継続して生活を送れるようにするとしております。

しかしながら、その内容は、住民にとっては深刻なものでございます。医療関係で言えば、2025年に向けて医療費の抑制を徹底するために、病床を大幅に削減するというものでございます。

国は、そのために、1つ、新たに病床機能報告制度を設け、各医療機関に医療機能の現状と今後の方向を選択をし、県に報告させる。2つ目に、県は、国が示すガイドラインに基づき、地域医療構想を策定して、その内容を医療計画に盛り込む。3つ目に、各医療機関が地域の協議に従わない場合にはペナルティーを課すことも可能だというふうにしております。

新聞報道によりますと、政府は、6月15日、有識者が医療費適正化を議論する専門調査会を開き、2025年時点での望ましい病院ベッド数に関する報告書を発表をいたしました。これを見ますと、全国で約15万床を減らし、山口県の場合、32.5%減の大幅削減を求めています。

県は、こうした国の方針を受けて、県内2次医療圏ごとに、防府の場合は、山口防府になりますが、2次医療圏ごとに2025年に目指すべき病床数をこのほど示しました。それを見ますと、山口防府圏域で高度急性期のベッド数を現在の617から275に減らし、急性期のベッド数を1,602から974に、回復期は251から879に増やすものの、慢性期は1,458から839に大幅に減らす内容となっております。

地域医療構想は国主導で、医療機関と地域に押しつけられ、このままでは急性期を中心に大幅なベッド削減計画になることは明白でありまして、市民の命と健康にかかわる重要な問題でございます。

県の地域医療ビジョンの策定に当たっては、市の意見を聞くことになっております。また、個々の医療機関の地域における機能分化、連携について協議する協議の場の設置も行われることになっております。

市といたしまして、市民への必要な医療提供体制が確保されるように、県に対し要望を行ってほしいと考えますが、いかがでございましょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

団塊の世代と言われる方々が75歳以上となる2025年には、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になると言われておりまして、この高齢化の進展に伴い、慢性疾患や複数の疾患を抱える患者が増加し、手術後にリハビリが必要となる方、自宅で暮らしながら医療を受ける方が増加することが予測されております。

このような状況が見込まれる中、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を確保し、地域包括ケアシステムを構築することを目指すため、医療及び介護の総合的な確保を促進する、いわゆる医療介護総合確保推進法が平成26年6月に公布されました。

なお、改正された、いわゆる地域介護施設整備促進法関係では、医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度として、県に基金を設置し、病院の機能分化や連携のために必要な事業、在宅医療や介護サービスの充実のために必要な事業、また医療従事者などの確保や養成のための事業を支援することとしております。

また、同様に改正された医療法関係では、医療機関がその有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向性を選択し、県へ毎年報告する病床機能報告制度が設けられるとともに、お話のございましたとおり、県は、医療機関から病床機能報告を受け、団塊の世代が75歳以上となる2025年の医療需要を推定し、それに見合う医療提供体制の確保を目的として、地域医療構想を策定されることとなっております。

さて、山口県におきましては、手術や救急などの一般的な医療を地域で完結する2次医療圏ごとに地域医療構想が策定されるため、防府市の地域医療構想は山口市と一体のものとなります。

現在、山口防府地域において地域医療構想策定協議会が立ち上げられ、その中で審議が行われているところですが、この地域医療構想の策定を行う場合は、医療関係団体、医療審議会、保険者協議会と並んで、市の意見を聞く必要があるとされておりますので、市といたしましては、市民の方が地域において適切な医療を受けられる医療提供体制が確保されるよう、県に対し強く要望してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 御回答いただきましたが、御回答では、市民の方が地域で適切な医療を受けられる医療提供体制を確保されるよう、県に対して強く要望していくと、こういう御回答をいただきました。

県内各医療機関は、病床機能報告制度のもとで現状と6年後の方向を報告することが義務づけられ、県にも既に報告をされております。県は、これを集約、ビジョンを策定、医療計画に反映をさせますけれども、国があらかじめガイドラインを示すことでビジョンに

縛りをつけることになりかねません。完全に政府主導でありまして、各医療機関や地域の方、患者の声が届かなくなることをないように、ぜひとも市として医療提供体制がきちんと確保されるように協議の場で強く要望していただきたいということを、重ねてお願いを申し上げます。

今後の取り組みが重要となりますけれども、前向きの御答弁をいただきましたので、この項は終わります。

次にまいります。質問の第2点目は、国民健康保険料の負担軽減についてでございます。まず、国の財政支援の活用についてお尋ねをいたします。

政府は、ことし2月12日、全国知事会、全国市長会、全国町村会との間で合意を結び、3月3日、国民健康保険の財政運営を都道府県が財政運営の責任主体となる都道府県化法案を閣議決定いたしました。同時に地方三団体との合意では、公費拡充等による財政基盤の強化として、毎年、国による財政支援策を示しております。支援策は、今年度、2015年度から、低所得者対策としての保険者支援制度の拡充として全国で約1,700億円を支援する。さらに、2017年度以降は、さらに国費を毎年約1,700億円支援するというものでございます。

今日、国保の加入者の多くが、高過ぎる国民健康保険料を引き下げてほしいと願っております。防府市も例外ではありません。

6月1日に発行されました市の国保だよりを見させていただきましたけれども、今年度の保険料率と計算例が示されておりました。計算例ではこういうふうな例が紹介してありました。世帯主が50歳、前年所得200万円です。それから、配偶者45歳、所得なし、子ども20歳、所得なし、この3人家族の例が紹介をされておりましたが、この家族の国民健康保険料はなんと36万9,840円です。それは所得の18%に達します。国保加入者の負担の重さが大変大きいことがわかります。

一方、国保会計、本当に厳しいのか、平成26年度の国保会計はどうなのかといいますと、実質収支約10億8,600万円の黒字となっております。何とかならないのかと思うのは、私だけではないと思います。

こうした中、今年度から国の財政支援が始まりました。政府の説明では、この財政支援策によって被保険者1人当たり年額約5,000円の財政改善効果が体現できると、政府のほうはしております。

福島県いわき市では、この支援金を活用して国保税を1人当たり4,133円引き下げ、市民から大変喜ばれていると聞いております。京都市や北海道北見市など、保険料引き下げは各地に広がっております。

防府市におきましても、この国の支援金を活用し、負担能力の限界を超えていると言わざるを得ない保険料の軽減に取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか、よろしく願いをいたします。

続いて、均等割の減額についてお尋ねをいたします。

御承知のように、国民健康保険料は大変複雑ですが、保険料は、医療分保険料と後期高齢者支援金分保険料、さらに介護納付金分保険料の合算です。そして、それぞれの保険料は所得に応じて決める所得割、世帯に係る平等割、そして家族一人ひとりに係る均等割を合わせたものとなっております。

その中で均等割は、収入のない子どもの数が増えていけばいくほど保険料が上がる仕組みとなっております。医療分保険料と後期高齢者支援金分保険料で子どもが1人だと3万6,500円、2人だと7万3,000円、3人だと10万9,500円というように、どんどん増えていきます。子どもが多いほど保険料が増える仕組み、これは子育て支援に対する逆行ではないでしょうか。

5月19日、参議院厚生労働委員会でこの問題が取り上げられました。厚生労働大臣は、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入については、地方からも提案が行われている、検討してまいりたい、こう答弁がなされておりますけれども、なかなか進まない状況でございます。

全国知事会からは、高過ぎる国保料をせめて協会けんぽ並みに1兆円の財政投入という要望が出されましたが、1兆円が投入されれば、頭割りで課税される平等割と均等割、つまり応益割を減らすことだっただけで見えてくる、こういうふうな意見もこの委員会で出されております。

国においてなかなか進まない中で、北九州市の多子減免制度は注目に値します。前年の世帯の所得が300万円以下の人で、所得割が賦課され、18歳未満の子どもを2人以上扶養している場合に、18歳未満の子ども2人目から減免をすると、こういう制度でございます。高い国民健康保険料に悩む子育て世代にとって、市がこうした問題に手を打っていくこと、これは大きな改革となります。

防府市においてもぜひ減免制度を導入をしていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか、よろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 13番、山本議員の質問に対し、答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたします。

御案内のとおり、国は税制改正の大綱によりまして、昨年度引き上げられた消費税増収

分をもとに、国民健康保険の保険者である全国市町村に対し、国保財政の基盤強化を目的として、今年度、約1,700億円の公費を投入することとされております。

そこで、この投入される財源により、本市においても保険料の引き下げが可能ではないかとの御指摘でございましたが、本市の保険料額で申しますと、今年度当初調定では、県内13市中最下位、最も安い保険料でございまして、平成26年、27年度において、7割・5割・2割軽減の対象世帯を広げることで低所得者に対する保険料負担軽減の拡大も行ってきたところでございます。

さらに、保健事業の充実として、新たに今年度から糖尿病性腎症重症化予防事業を開始したところでもございます。現状での保険料の引き下げは難しいものと考えております。

続きまして、均等割の軽減についてのお尋ねでございましたが、本市の保険料は、長年据え置いておりますことから、この間の景気低迷などにより所得割の割合が下がり、総体的に均等割・平等割の負担感が増大したという面もあると考えております。

確かに、世帯員数が多くなれば、その均等割分の負担は大きくなります。特に子育て世帯の多子世帯で負担感が増大していると認識しておりますので、均等割・平等割につきましては、先ほど申し述べましたが、国の財政支援によりまして負担軽減幅を拡大しているわけでございます。

本市におきましては、子育て家庭への支援策として、本年10月から所得制限を設けず、小学6年生までの医療費無料化を開始いたしますが、保険料の軽減策につきましても、議員御案内の北九州市などを参考に調査・研究してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

防府市の保険料が県内13市最下位だと、だから引き下げることは難しい、こういう御答弁でございましたけれども、被保険者が感じる実感、先ほど申し上げましたように、何と所得の18%まで達する保険料負担、本当に耐えがたい。私もいろんな市民の方からお話を受けるんですけども、先日、年金額が毎月7万5,000円の方、かつて保険料が払えないために、今、滞納分を毎月1万円ずつ払っておられる。なぜこんなに高いのか、こういうふうに怒りを込めてお話をされておりましたけれども、本当にこの負担が重いということは、加入者であれば実感として感じていることとございます。

それでお尋ねいたしますけれども、国の今年度の財政支援策、約1,700億円ですが、これは保険料の軽減対象となる低所得者数に応じて自治体に配分されますけれども、防府市の場合にはどのぐらいの金額になるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 生活環境部でございます。

今年度、国が予定しております予算のベースで、1,700億円の財源を投入しようとする国の方ではされておりますが、私どもで今、試算をいたしましたところ、大体防府市で1億1,000万円程度の交付金といいますか、支援があるのではないかと、これはあくまでも試算でございまして、今年度初めての制度ということございまして、実際に国がどういった査定をしまいか、まだまだ予断を許さないところでございますが、一応のめどとして試算いたしましたところが1億1,000万円程度ということになっております。以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 試算としては、国から1億円入りしてくるということ。国としても、被保険者1人当たり年額約5,000円の財政改善効果が体现できると言っているわけです。しかも、防府市の平成26年度の国保会計、先ほど申し上げましたように、10億円ですよ、10億円を超える黒字なんです。平成24年度も調べましたら、収支差し引き8億5,000万円、これ飛び抜けて県内13市の中で黒字となっております。

しかし、一方で、紹介いたしましたように、本当に保険料が払いたくても払えない被保険者の方が大変多くいらっしゃるわけです。何とかしてほしいというこの思いですね、ぜひ決断をしていただきたいと思いますが、市長さん、少しでも引き下げることにはできないのか。国の支援もある、決算も大変な黒字、市民が努力してきたわけですよ。いかがでしょうか、改めて伺います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほども答弁申し上げておりますが、さまざまな形で支援策というものも実施もし、また実施しようともいたしておりますので、そうした中でトータルに考えていかななくてはなりません。そこらあたりのことも含めて、先ほど答弁を申し上げさせていただきましたので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） なかなかいい御回答がいただけないわけですが、均等割の減額についてお尋ねいたします。

防府市において、18歳未満で所得200万円以下の世帯と人数はどのくらいであるか、ちょっと数字を教えてくださいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 御答弁申し上げます。



所得200万円以下の世帯で18歳以下の子どもさんがいらっしゃる世帯と人数ということでございますので、世帯数で申しますと862世帯、人数でまいりますと1,395人という数字になります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） そうしますと、全世帯数が1万7,000世帯余り、それから加入者数が2万7,000人ぐらいですから、今、御答弁いただいた数字は、大体5%程度の世帯というふうになるわけですが、この中で多子世帯、これについてはぜひ減額への対応をとっていただきたいというふうに思います。

御紹介いたしましたように、防府市は県内13市の中で均等割は2番目に高いんですね。均等割というのは、繰り返し言いますが、子ども1人増えれば増えるほど均等割が高くなっていくわけですね。これは完全に子育て世代にとっては大変な負担ですが、子育て支援に多子世帯への援助、援助と言ってる中で、子育て支援に逆行するんですね。全国的にも地方から国のほうへ見直す提案がされているわけですが、市長において、もう一度考えていただきたいと思いますが、再度御答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） この均等割につきましては、先ほども答弁で申し上げておりますが、ちょっと調査・研究をさせていただこうと、このように思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 調査・研究をしたいという答弁、私、30年間の議員生活の中で、調査・研究というのはなかなか進まないことが多いわけですが、まさに前向きに調査・研究していただいて、これはいろんな自治体が国に対して提案しているように、どこの自治体でもいろんな課題を抱えているわけです。ぜひ、こういった制度、皆さんに喜ばれます。特に子育て世代に大変喜ばれますので、よろしく願いをいたします。強く要望をいたしておきます。

次の質問に移らせていただきます。質問の3点目として、国保の均等割もかかわってきますけれども、子育て支援についてお尋ねをいたします。

まず、老朽化した市保育所——富海、江泊ですが、今後の整備についてお尋ねをいたします。富海保育所、江泊保育所は、宮市保育所とともに市の直営施設として、新しい制度のもとで地域の標準的な保育水準を維持し、底上げしていく役割を果たしております。

さらに、市が実施主体である新しい制度においては、地域の保育・子育て支援の中核施設として、子どもの福祉の向上のために必要な施策を打ち出していく行政機関としての役

割をも担っております。

しかし、富海保育所は、1977年、昭和52年に建設をされ、ことしで38年が経過をいたしました。また、江泊保育所は、1979年、昭和54年に建設をされて、ことしで36年になるという中で、両施設とも老朽化が著しい状況でございます。

防府市公共施設白書によりますと、平成23年、社会福祉施設等調査、これは厚生労働省が行った調査ですが、このデータから、人口が同規模で合併をしていない自治体の公立保育所の平均は5.4施設、こういうふうで紹介をされておりますが、我が市は3施設です。そのうち2つの施設が建設後30年以上が経過をいたしております。早急に老朽化対策を検討する必要があります。行政の役割として、全ての子どもに良質な生育環境を保障していくための保育所の役割を考えたときに、急がれるべき課題だというふうに思います。執行部において、改築も含めた整備計画についてどのように考えておられるのか、御答弁をお願いいたします。

次に、多子世帯の保育料軽減の拡充についてお尋ねをいたします。

市がこのほど行いました結婚・出産・子育てに関する市民アンケート調査では、「子育てしやすい環境づくりについて、どのような支援があればよいと思うか」という問いに対して、最も多かったのは「子どもの人数に応じた経済的な支援」でございました。また、「いずれ結婚したい」と回答した人が、理想とする子どもの数は「2人」が最も多い結果となりました。

一方で、既婚または近々結婚予定の人の現在の子ども数を尋ねますと、「2人」が最も多く、平均は約1.7人となりましたが、理想とする子どもの人数は「3人」が最も多く、平均は約2.5人となっております。

希望と、それから現実の間に差がございます。若い世代がこの防府で住み続け、家庭を持ち、安心して子どもを産み育てられる環境をどうつくっていくのか、思い切った施策の展開が必要だというふうに思います。

現在、保育料につきましては、国や県の動きもあり、同時就園・入所の2番目の子どもは半額、3番目以降の子どもは無料となっております。

しかし、私、計算してみました。保育料は高いですね。例えば、第8階層、市民税所得割が9万7,000円以上13万3,000円未満の世帯ですけれども、2歳までの子どもを2人入所させると、月5万5,500円の保育料を払わなければなりません。本当に大変です。

アンケート結果からも、理想とする子どもの数に達しない状況について、保育料でいえば2人目からの支援をもっと拡充していく必要があるのではないかというふうに感じてお

ります。

県内でも、下松市など2人目から無料にしておりますが、大変喜ばれていると聞いております。全体の保育料軽減も必要かと思いますが、保育所同時入所の場合、2人目から無料となるよう検討できないか、お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 老朽化した公立保育所の今後の整備についての御質問に、まずお答えいたします。

富海・江泊の両保育所とも、耐震診断の結果は問題ございませんが、江泊保育所につきましては、昭和54年に建築し、築36年を経過いたしております。この間、平成13年に給食室増築を含めた大規模改修を行っており、現在のところ、保育環境に影響を及ぼすような大きな不具合は発生いたしておりませんが、経年劣化は進んでおりますので、今後、不具合が発生した場合には、その都度修繕を行ってまいります。

一方、富海保育所につきましては、昭和52年に建築し、築38年が経過しておりますが、これまで大規模改修は行っておらず、小規模の改修や修繕を繰り返してきており、例えば、昨年度は園児用のトイレ改修などを行い、また今年度は給食室の床の改修を8月に行っておりますが、確かに老朽化が進んでいるのは現状でございます。

そうした中、市有施設の老朽化や耐震化への対応に加え、少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化に伴う住民ニーズを的確に把握し、公共施設を有効に活用していくため、公共施設の適正な配置や効率的な管理運営、施設の長寿命化等、公共施設の最適化を計画的、効果的に実現する公共施設マネジメント基本方針を策定したところでございます。

今後は、公共施設マネジメント策定時に行いましたアンケート調査の中でも、保育所等の充実を求める声が多くあることを踏まえつつ、公立保育所の存在意義及び財政面を含めた将来像を見据えて、整備について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、多子世帯の保育料軽減の拡充についての御質問ですが、認定こども園や保育所、幼稚園等に係る利用者負担の軽減は、国の制度と山口県独自の「多子世帯応援保育料等軽減事業」がございまして、そのうち、平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度に移行し、施設型給付の対象となった施設の国の軽減制度は、子どもが同時に入園・入所した場合の保育料が、2人目は半額、3人目以降が無料となっております。

また、山口県独自の保育料の軽減事業は、国の制度による軽減を適用した後の保育料をさらに軽減する制度となっており、これまで3歳未満児を対象としていたものを、平成27年度から未就学児まで拡充し、同時入園・入所に関係なく、第3子以降の子どもに係

る保育料を、市町村民税所得割課税額が9万7,000円未満の世帯は全額を、9万7,000円以上の世帯は半額に軽減することとなっております。

なお、この事業により保育料を軽減するための財源については、県と市町がそれぞれ2分の1を負担しております。

議員の御提案は、保育料の軽減事業対象者を第3子以降から第2子以降までに拡充してはどうかとの御提案ですが、子育て家庭の経済的負担軽減については、本年10月から県内他市に先駆け、所得制限を設けることなく、小学校6年生までの医療費の無料化を実現するなど、さまざまな施策を展開しておりますが、保育料の軽減は、未就学の子どもを持つ御家庭からの期待も大きく、市としても重要な施策と考えており、現在、まずこの軽減事業の所得制限の見直しについて検討しているところでございます。

さらなる第2子以降までの拡充につきましては、財政的な面もありますので、今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、施設の整備についてでございますけれども、10日でしたか、吉村議員の一般質問、障害者施設の老朽化問題を取り上げられました。保育所の老朽化といい、この防府市の福祉施設への対応が大変おくられているというふうに感じております。福祉都市宣言を行っている我が市としては、大いに反省をしなければならないという思いでいっぱいでございます。

ところで、この改築に至るまでに、早急に改善しなければならない問題が多々あります。富海保育所をちょっと例に挙げてみたいと思うんですが、38年たっております。38年たった富海保育所ですが、市長さん、富海保育所に行かれたことがございますでしょうか、ごらんになったことはございますでしょうか、まずちょっとそこから御答弁いただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 数年前になりますが、一度。それ以降は行っておりません。

ただ、非常に大平園、愛光園にも言えることでございますが、老朽化し、劣悪な状況であるということは、私なりに承知いたしております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 現在、富海地域をモデルにした地域創生のための取り組みが行われようとしておりますが、富海保育所は、この地区の子育て支援の中核となる施設な

んです。ぜひ就学前の子どもたちが置かれている保育環境を見ていただきたいと思います。小・中学校のほうには市長は幾度となく行かれていると思いますが、学校に上がる前の子どもたちがどういう保育環境の中で生活しているのかということも見ていただきたいと思います。

以前、私は、保護者の方から意見を聞く機会がございました。保護者の方は熱心な、先生方への感謝とともに、老朽化した施設への気づきも伺う、こういう機会が私、ございました。先日、保育所を訪問させていただきました。本当に早急に改善を求められる点、幾つかございます。ぜひ子どもたちのためにお願いしたいと思います。御紹介をいたします。

1つは、遊戯室には扇風機はあっても、エアコンがないんです。遊戯室は天窓がありまして、夏は暑く、この遊戯室全体の部屋の風通しも悪いですね。扇風機の風もこの遊戯室の真ん中には届かないんです。そうしますと、毎年の猛暑が続く夏など、ここに子どもが集まって、就学前の6歳以下の子どもですよ、子どもが集まって遊んだり、行事を行うことは、とてもできる状況ではございません。

2つ目に、古い建物ですから、室内の壁にガス管がむき出しになっているんです。子どもたちは、このガス管の上に上がろうとするんです。先生方が子どもたちを守るような形になりますけど、これもまた大変なことです。また、壁の亀裂が相当できております。庁舎1号館も大変な亀裂ですけども、これに劣らず、この亀裂がたくさん入っております。

3つ目に、2歳児の部屋に手洗い場がないんです。子どもは一々廊下に出て手洗い場に行かなければなりません。必要な設備ですが、設置されておられません。ほかにもいろいろございます。

こういう状況、子どもたちにとっては毎日のこと、ほかの保育所では本当に考えられない劣悪な保育環境でございます。保育所の先生方にもお聞きしましたけれども、やはり施設改善のための予算がない、こういうふうにおっしゃいますけれども、これは先送りできない課題ではないかというふうに思います。早急な改善を求めたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 早急に対応いたしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 次の質問を考える前に市長が答弁されましたので、びっくりいたしましたけれども。こういう、本当に子どもたちの保育環境をその都度その都度きちっとやるということは、子育て支援を掲げている防府市では絶対に必要なことです。ぜひよろしくお願いいたします。

先日、富海保育所のこの間の子どもの在籍数を伺いました。全て3月現在の数ですけれども、御紹介いたしますと、平成23年度25名、24年度32名、25年度32名、26年度37名、こういうふうには増え続けているんですね。来年の4月には恐らく富海小学校へ9名ぐらいの子どもさんが入学されるのではないかと思います。本当にうれしいことです。ぜひ就学前の子どもたちのために改善されますよう、よろしく願いをいたします。

それから、多子世帯の保育料軽減ですが、所得制限の緩和について実施していきたいという御回答でございました。このこと自体は大変助かることですが、もう少し市民アンケートの結果を読み取らなくてはいけないのではないかというふうに感じております。

と言いますのは、理想とする子どもの数が3人が最も多いが、実際は2人、平均は1.7人です。その理由が、子育てや教育にお金がかかり過ぎるとというのが最も多かったんですね。つまり、3人になってからの支援ではなく、今の現状の子ども2人への支援の充実こそ力を入れていかなければならない、求められる状況ではないか、このアンケートはそのことを訴えているのではないかというふうに思っております。時間がございませんので――収入の比較的少ない若い世代の、特に保育所に同時に子ども2人を預ける、この保育料は本当に大変です。そこをしっかりと酌み取っていただいて、施策として打ち出していただけたらというふうに思います。

要望になりますけれども、子どもの医療費無料化とあわせて、2人目から同時入所の場合、保育料をしっかりと無料にしていく。この施策は、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めていく上で、防府市の大きな施策の柱というふうになるものと思います。ぜひ今後、引き続き検討をしていただきますようお願いを申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、山本議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、7番、三原議員。

〔7番 三原 昭治君 登壇〕

○7番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原です。通告に従いまして、次の2点について質問をいたします。

まず1点目は、防府市地区公共用施設、いわゆる地区集会所、自治会館の新設・改造等に関する補助制度の拡充について質問をいたします。

自治会の歴史は、古くは隣組などの名称で活動してきましたが、戦後、民主社会の成立と社会経済の復興とともに、住民の地域生活上の必要から、自主的に新たな自治会が組織

され、積極的に活動が行われるようになりました。

しかし、近年、生活環境の向上の反面、都市化、情報化が進み、生活意識や生活様式が大きく変化し、かつての地縁による共同生活意識は失われ、地域社会における住民の連帯感希薄になりつつあります。

また、高度経済成長の物質文明の影で、人間阻害、近所づき合いの薄らぎ、地域への無関心などの現象から、人と人のつながりを大切にしていこうと、人間性の回復の場であるとか、自治意識醸成の基礎であるとして、コミュニティという言葉がいろいろな場で使われるようになりました。

このように、かつての「向こう三軒両隣」と言われたように、親しい近所づき合いは少なくなってきており、これらの現状に対し、コミュニティづくりが叫ばれています。このコミュニティづくりは、身近な近所づき合いを基本とする自治会のまとまりがその核となって推進されるものと言われております。そのコミュニティづくりの拠点の場となるのが自治会館です。しかし、拠点の場が必要ではあるが、多額な費用と維持管理などから多くの自治会が苦慮しているのが現実です。

自治会活動に対しては、市は各種補助制度を設けていますが、9月議会でも同僚議員が制度の拡充を求めました。コミュニティづくり活動を支援する役割を持つ行政として、地域コミュニティづくりの拠点として重要な役割を果たしている自治会館の新設、改造、修繕に対する補助制度について、時代のニーズ、実態に合った拡充を図るべきだと考えますが、市の取り組み姿勢をお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

本市には256の自治会・町内会がございまして、防犯、防災、環境問題等について、地域コミュニティ活動の中心的な役割を果たしていただいているところでございます。

そのため、市では、自治会・町内会の活動拠点である自治会館の整備について、補助制度も設けているところでございます。

この地区公共用施設、いわゆる自治会館の新設・改造等に対する補助制度につきましては、平成24年度に補助率及び補助限度額の見直しを行いまして、自治会館の新設、改造等に係る経費に対する補助率を補助対象事業費の4分の1から10分の4に、また、新設の場合の補助限度額の上限を250万円から350万円に、改造等の場合の補助限度額の上限を70万円から100万円に引き上げております。

さらに、バリアフリー化工事につきましては、平成26年度に改造等の事業費が30万

円未満でも補助の対象とするよう、規則改正を行っております。

お尋ねの地区公共用施設の新設・改造等に対する補助制度の充実・拡充につきましては、県内他市の状況を参考に十分検討した上で、平成24年度、平成26年度と補助率等の引き上げ、対象範囲の拡大を図ったところでございます。

現時点、原材料費等の単価の上昇、建設物価も上昇傾向にございます。また、消費税率も引き上げられたこともございますので、予算編成をこれから取り組む中で、補助限度額の上限の可能性について検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。新年度予算編成で、可能性について検討したいという御答弁でございます。

そこで、先ほど24年度に見直しをしたという御答弁がございました。そこでお尋ねしますが、この地区公共用施設補助金交付規則は、いつ制定されましたか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

防府市地区公共用施設補助金交付規則につきましては、昭和35年4月1日ということになっております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 昭和35年ということは、もう55年経過しているということでございます。先ほど御答弁の中には、平成24年度の見直しだけの答弁だったと思いません。この55年間の見直しについて、その推移を教えてくださいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 補助制度の変遷につきまして御説明させていただきます。

まず、昭和60年でございますが、4月1日施行で補助金額の上限変更を行っております。新設につきましては180万円から200万円、改造につきましては40万円から50万円、平成3年10月1日適用でございますけれども、これもまた補助金額の上限変更を行っております。新設、200万円から250万円へ、改造、50万円を70万円へ、平成19年4月1日で、これ対象範囲の拡大ということで、既存建物の取得を追加いたしております。

そして、先ほどの平成24年4月1日施行でございますが、補助金の上限額変更ということで、新設につきましては250万円から350万円、改造につきましては70万円を



100万円という改正を行っております。

また、26年4月1日、去年の4月1日でございますが、対象範囲の拡大ということで、バリアフリー化工事に対しまして、対象工事費30万円未満の要件を撤廃いたしておりますとともに、壁かけエアコンを補助対象に加えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 既存の建物、これも私のほうが質問させていただきまして、認めていただくようになっておりまして、ありがとうございます。

それで、まず新設についての例をちょっと挙げてみたいと思います。先ほど制定、昭和35年、1回目の改正が60年ということは、25年間変わってないということになります。そして、2回目の改正の昭和60年から平成3年は6年と大変短く、25年に比べれば短くなっておりまして、そして、さらに3回目の改正は、平成3年から21年後です。というように、それと、もう一つ、24年に250万円から350万円ということをお答えしましたが、昭和60年、180万円、それから55年たった現在、350万円。

ちなみに、国家公務員の初任給をちょっと調べてまいりました。他にも物価の指数もありますが、一番わかりやすいと思いますね。国家公務員の高卒の初任給が7,400円です、昭和35年。そして、これから55年たった現在、14万2,000円、20倍以上の物価の変動があるわけです。他の中身もそうだと思いますが、余りにも時代感覚に、私は、スピードも欠けていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 補助金の上限額につきましては、その社会情勢と他市の状況を見ながら改定してまいったというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） それと、先ほど、今、市長も答弁で言われ、部長も答弁で言われ、他市の状況を見て改正、見直しをしてきたと言いますが、ちなみに、以前、合併の協議を行われた山口市、限度額500万円、周南市は600万円です。防府市は350万円です。これが今言われる他市の研究をされた結果だということだと理解しておきます。

それと、もう一つ、周南市を例にさせていただきます。周南市の場合は、集会所に関する、今言いました施設の補助はもちろん、土地の購入費も補助をつけております。それに500万円、限度額、そして、それに係る整備にも50万円、そして、今はどういう組織も必須になっていますパソコンなどの整備費についても30万円という補助を設けており

ます。大変、私から見れば、先進的なやはり地域づくりを推進している市だなと思いますが、防府市もこのように土地の購入、そして備品等の補助を設けてはいかがと思いますが、どうでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

議員から御案内のございましたように、他市の事例を再度調査いたしまして、今の水準が適正かどうか、また今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） できましたら、他市の事例は、防府市より低い事例ではなくて、防府市より高い事例を調査・研究していただきたいと思います。

さて、平成24年の一般質問で、先ほども出ましたが、自治会館のバリアフリー化にかかわり改造・修繕についての条件の事業費30万円以上というのは、大変きつい話だということで要望いたしましたところ、先ほどもありましたが、その条件は撤廃していただきました。ありがとうございました。

しかし、同時にもう一つ要望しておりました、その30万円以上の事業費の撤廃と補助利用に当たっての期間、つまり一度利用すると5年間は利用できないという条件の撤廃はされていないままです。

ある自治会では、現実的に高齢化に伴い、入り口の手すりが必要だが、見積もりは10万円足らずと。しかし、5年間の間にもし修繕等が発生したらと思うと、なかなか使えないと、利用できないと、頭を悩まされておりました。

また、会員数が少ない自治会もございます。いわゆる弱小自治会です。数十万円でも一度の拠出は厳しいと。2年間であれば何とか割ってできるのではないかということも言われておりました。今言いました、いわゆる弱小自治会であります。

先般の一般質問の中に、防犯灯設置の基準見直しの質問に対し、同じく会員数の少ない、戸数の少ない弱小自治会に対して、「特定」という文言で見直す旨の答弁がありました。対象物はバリアフリー化に対する設備、防犯灯と異なっても、市長の言われる安全で美しいまちづくりという観点から考えれば、安心・安全の対応ではないかと思いますが、全く同様に私は認識しております。ぜひバリアフリー化に対して、期間を撤廃していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

5年経過後という条件につきましては、議員御案内のとおり、小規模の自治会におかれ

ましては、一度に改修できない場合なども想定されますことから、単年度で改修される自治会との均衡を保った形で、どのような条件下なら撤廃ができるか、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） それでお尋ねいたしますが、地球温暖化対策等から、自治会が維持管理する防犯灯LED化の事業が進められ、約90%の普及率と言われておりますが、この自治会に対する電気料の助成金の推移を教えてくださいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

過去5年間でございますが、平成22年度におきましては、電気料金の補助額といたしまして546万6,105円、対象灯数としては7,289灯、平成23年度におきましては、電気料金の補助額567万8,679円、対象灯数7,283灯、平成24年度におきましては、電気料金補助額482万7円、対象灯数7,436灯、平成25年度におきましては、電気料金補助額415万6,563円、対象灯数7,598灯、平成26年度におきましては、電気料金補助額418万5,123円、対象灯数7,739灯でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 22年度、この事業が開始されたのがたしか23年度からということで、23年度の交付額から昨年度の26年度を差し引きますと、128万円幾らかになりますけど、約130万円ということでございます。

そこで、私は提案したいのですが、これを一つの原資として、増額は幾らでも増額されていいと思いますが、手すりとか踏み台、スロープなど、バリアフリー化の高額でない設備を対象とした、新たにバリアフリー化の補助制度を新設してはいかがかなと私は考えております。

例えば、対象設備の上限10万円とすれば、満額で10万円ということで考えれば、年間13件の整備が可能となってくるわけですよ。大変喜ばれるのではないかと。私のところも実は水洗トイレ、そして踏み台、そして手すりをつけたところ、この数年間、出席者が少なかった高齢者の方が、大変喜んで出てきていらっしゃる。特に上がりおりに手すりがあるから助かると。補助制度は使っておりませんが、パイプ椅子とか、いろんな物を今、高齢者向けにそろえております。現実的にこういうふうにもう出てきております。

恐らくこういうバリアフリー化に特化した補助制度というのは、県内を調べましたが、どこにもありません。全国的にもなかなかヒットしてきません。恐らくバリアフリー化だけに特化した補助制度の創設というのは、全国では初めてじゃないかなと思っております。時代のニーズに、また自治会運営の実態に合った私は施策であると考えており、昨日、同僚議員の窓口休日サービスの質問、要望に対し、市長は先鞭を切ってやりたいと思うと、大変すばらしい答弁であったと。また、「先鞭」という言葉が私にはちょっと理解がわかりませんでした。帰ってすぐ調べました。他に先駆けて行うということでありました。

この高齢化の時代にマッチした私は施策だと考えております。ぜひバリアフリー化の新制度を、補助制度を設けていただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 自治会の補助あるいは自治会館も含めた自治会さんの活動に対する補助、さまざまな形のものが、私から見ると、かなり複雑に入り込んであるように感じておりますので、そこらあたりをしっかりと精査しながら、自治会館の部分だけをぴつと焦点を当てると、本市は、優遇されている都市に比べれば、少し落ちるところにあるのかもしれませんが、それとは違う部分で見れば、それらの都市よりもより充実したものをやっているものもあるというふうに、いろいろそれぞれの特色や、今日までの経過というものも十分ありますので、お気持ちはよくわかるんですけども、私どもとしては、全体のバランスを考えながら対応に努めていくべきであろうと、このように考えておりますことを総括的に申し上げさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） どの事業もトータル的にバランス的にとすることは、重々私も承知しております。バランス的に行いながら、時代のニーズに合った、時代にマッチした内容については、やはり優先していくべきだということも必要だと思います。

さて、今、自治会館のお話をさせていただきましたが、今、市内の自治会数と自治会館を有している自治会数をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 自治会数について申し上げますと、256自治会ということになります。そのうち自治会館を有していらっしやらない、もしくは老人憩の家等で兼ねていらっしやらない自治会につきまして、それを引きますと153自治会でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 256単位自治会があり、有していらっしやるのは153と。

今ちょっと部長のほうから出ました憩の家とか、そういう公共的な施設を利用されているということでございました。

今、お尋ねしますが、憩の家という答弁がございましたので、憩の家とか公民館、例えば、他の公共施設を利用されている自治会数は、どのような現状になっていますか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

まず、老人憩の家を御利用になられている自治会につきましては、15自治会でございます。自治会館を持っておられずに、公民館を利用されていらっしゃる自治会につきましては20自治会、このうち3自治会が両方に重複いたしております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） そのほか、例えば、右田、中関では、大日自治会館とか、北山手会館というのがあると思いますが、そちらはどうですか、利用は。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 教育集会所につきましては、大日会館でございます、右田の、2自治会で、中関の北山手会館につきましては、1自治会でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 愚問かもしれませんが、建設費は当然かかっておりませんよね。かかっていないんですが、維持管理費等については、使用料、多分ないと思うんですが、その点はどうなっていますか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

使用料につきましては、多分、自治会活動等をされているということで、使用料は徴されてないのではないかというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 今、質問していることにちょっと誤解があつてはいけませんので、私はそういう公共の施設を使われることは全く異論はございません。いいことだと思っております。できたら全てを公共施設にしていただければ、今している質問はしなくて済むのではないかと、今ふと考えました。

ということで、正直言いまして、ちょっと考え方を、偏見かもしれませんが、片や一生懸命自治会費を貯蓄または自治会からそのために徴収して会館を建てられる、そして、さらには、維持管理費を一生懸命、今支払われているという観点から考えれば、少し言葉が

悪過ぎるかもしれませんが、不条理な感じにも私には受け取れます。

その点、建設費は、先ほど言いました。改修費も言いました。維持管理費、特に先ほど申しましたお年寄りの社会参加を促すために、私のところは水洗化をいたしました。大変効果が上がっております。

しかし、その水洗化によって、以前は俗に言うポッチャンという部分でありましたので、ほとんどくみ取りはありません。だけど、水洗化によって毎月使用料というものが発生します。できましたら、全ての維持管理費をとということではありませんが、せめて水洗化をしたトイレの維持管理費程度はまた補助の対象に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

また、前の回答をなぞるようになるかもしれませんが、また各市町の状況等、鑑みまして、検討していきたいと思えます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） いろいろと質問なり要望をいたしました。ぜひ行政の目線ではなく、現場主義ということに徹してもらって、市民の目線に立った自治体運営を、また先ほども申しました「先鞭」という言葉がありますように、他の自治体に一歩も二歩もリードした防府市としての施策を展開していただきたいということを申し述べ、この項を終わります。

続きまして、2点目は、緊急通報装置事業についてお尋ねします。

緊急通報装置の事業の運営状況と運営に当たっての課題、その課題に対し、どのような対応をされているのか。また、今後の事業運営に関する考え、取り組みをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 緊急通報装置設置事業についての御質問にお答えいたします。

緊急通報装置設置事業は、ひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者等に対し、簡単な操作であらかじめ設定した連絡先に通報する装置を貸与することにより、心身状態の急変や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的としております。

設置状況につきましては、本年8月末現在で640台となっております。

利用実態につきましては、把握しているのは、最終的な通報先である消防署に通報され

た件数で申しますと、平成26年度は86件、本年度は4月から7月までで25件あり、その内訳は、救急車が出動し、救急搬送したものが4件、出動したが、誤報とわかったものが5件、通話して誤報とわかり、出動しなかったものが16件となっております。

次に、運営に当たっての課題についてですが、現行のシステムは、消防署につながる前の第1通報先及び第2通報先を設定することになっており、そのため2名の協力員を確保して申請していただく必要がありますが、近くに親族がいない、近隣住民には頼みづらいなどの理由で、協力員の確保が難しいとお話を聞くことがあります。このような場合には、民生委員さんをはじめとした地域の方々に御協力をお願いしながら対応しているところでございます。

今後の事業運営につきましては、単に緊急時の通報だけでなく、安否確認を受けたり、気軽に通報して各種相談をしたりすることができる機能も備えた、より安心して日々の生活を送ることのできる新システムについて導入していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） ちょっと済みません。先ほどの出動4件、誤報5件というのは、何年度のやつですか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。

26年度が86件ありました。27年度は4月から7月の間、4カ月間で25件ありました。その25件の内訳を申しました。（「26年度は」と呼ぶ者あり）26年度は、搬送まで至ったものが86件中10件、搬送したものが10件。（「さっき、出動し、搬送と言われました」と呼ぶ者あり）そうですね、さっきの言葉で言えば、出動し、救急搬送したものが10件、それから出動したが、誤報とわかったものが31件、それから通話して誤報とわかり、出動しなかったものが45件。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） この緊急通報装置ですが、これの周知徹底というのは、どのようにされておりますか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 事業の周知についてどのようにしているかという御質問ですが、この緊急通報装置設置事業の周知につきましては、市広報9月1日号の高齢者福祉特集やFMわっしょい、市ホームページ等を通じてお知らせしております。

また、これまでも高齢者実態調査の折にも、民生委員さんから呼びかけをされていると思いますが、申請の際にも民生委員さんの意見の記入及び署名をお願いしておりますので、地域の実情を把握しておられることから、対象となりそうな方がいらっしゃれば、そちらへの呼びかけもお願いしたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） パンフレットは今お持ちですかね、そういう、このパンフレットは、持ってないですか。見られたことはありますか。この対象条件ですよ、おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者、満75歳以上のひとり暮らしの高齢者等々ございます。この対象が、内容がよくわかりにくいと、高齢者の方がよく言われます。例えば、「おおむね」とは、どの程度の範囲をおおむねと言うのか、「虚弱」とは、どのような状態を虚弱と言うのか。そして、高齢者等という「等」は何を指しているのかとよく聞かれるんですが、それはどういう説明をされますか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 対象者の要件につきましては、今、御案内のとおり、まず、おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者、2番目としましては、75歳以上のひとり暮らし、3番目といたしましては、重度心身障害者のみの世帯、市長が特に必要と認めたものが4番目でございます。

1番のおおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者については、持病を持っておられるなど、日常生活上注意を要する人、こういった方で、決して65歳に限定するものではなくて、民生委員さんの意見書により、そういった65歳未満の方でも入る可能性があるというふうに考えております。

それで、わかりやすい表現にということでございます。特に「虚弱な」という要件につきましては、各市の要綱もいろいろ見てみました。「虚弱な」のところもありますし、「準ずる」とか、いろんな表現がございます。それぞれ方の身体状況により必要性を判断するもので、これは必要と考えておりますが、この要件の「拡充」及び「虚弱」という表現については、他市の要件等を参考にしながら、わかりやすい表現についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） ぜひ検討していただきたいと思います。特にわかりにくいのは、市長が特に認めたところということは、全く、恐らく理解できないと思います。

それと、先ほど市広報、ホームページ等々で周知を図っていると、民生委員さんにもお願いしてると言いましたが、私、これ質問を通告してから2件ほど、お年寄り、おばあち



ゃんが81、おじいちゃんが84、ひとり暮らしです。おばあちゃんのほうは歩行器をつけて歩かれる方、それがないと歩けません。という状態でお話をしたら、全く知りませんでした。そういうものがあれば助かるねということで、全部そこで紙を書いて、社協の連絡先も書いて、私の連絡先も書いて、ぜひ家族の方に渡してくださいということにしました。

というのは、ホームページをまず見られることはない。申しわけない、市広報も見られることは余りない。そして、民生委員さんということ、民生委員さんも1人で数自治会をカバーしてるわけです。大変これは難しいところなんですよ。しっかりそのところは、またよく知恵を絞って、どういう周知の方法があるかということをやっていただきたいと思います。

それと、今、文言の表現をわかりやすくということですが、本当にわかりにくい。一般の市民からすれば、文言が本当に理解しにくい。特にお年寄りの方は大変律儀でございます。書いてあるとおりに、ああ、私のところは対象にならんのかなというように理解をされます。

以前、同僚議員からもこの件につきまして、健康に不安を持つ高齢者とか、高齢者や障害者の夫婦とか、老老介護の夫婦とか、わかりやすく、きめ細かな内容で対象条件をつけてあげると、また利用も高まると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） おっしゃるとおりでございます。また、周知についても、市広報、ホームページだけでなく、口コミによるのが大変普及につながるので、その辺も含めて、ぜひ検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） それで、問題、課題という点でございますが、緊急通報装置システムは第1通報者、協力者、第2通報者に連絡、そして不在の場合は消防署へ連絡するという御説明でございました。

例えば、第1通報者、第2通報者に連絡が行くわけですが、その際、電話機が留守番電話になっていた。機能が設定されていたと。当然、留守番がセットされると、受けたという形になってくるのですが、この場合は、どのような対応が考えられるんですか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 緊急通報で使用された方が第1通報者、第2通報者に対して電話したら、相手側が留守電であったという意味でよろしいですかね。（「そうそう」と呼ぶ者あり）それについては、私も残念ながら存じてないんですが、そのために第

1だけでなく第2があるというふうに理解しております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 例えば、苦しい、救急車を呼んでくれと言うて、受けて、それが次に行くわけですか。

というのは、ごめんなさい、私は調べておりましたけど、これはセットしたやつで消すというのを押さない限りは、それはそのまま1分間鳴り続けて、受けても次へ行くわけです。ということでございます。意地悪な質問をいたしましたけど、そういうことです。

先ほど救急車が出動ということでありましたが、たしか平成26年の4月だけで10件の誤報で出動という事案がありました。そのときの内容を教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 10件の内容ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）残念ながら、搬送があった分の10件のことですかね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）申しわけないんですが、その内容については承知しておりません。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 実はこれは同じ方が7回もやられているわけなんです。押していらっしゃるわけです。なぜそういうことが起きるか。私、以前の質問でもちょっと説明させてもらうんですけど、誤報というのは、実際に本当に誤報なのかどうかと。そういう実態というのは、皆、把握されておりますか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 恐らく誤報の中には、単純な誤作動、こういったものも入っているように聞いておりますので、そういった第1通報先、第2通報先への実態調査というのは、やはりそういった利用者とか協力員にお尋ねしないとできませんので、残念ながら、調査しておらず、把握できてはおりません。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） それと話は前後しますが、先ほど第1通報者、協力員ですね、問題、課題の中で、今その通報者になり手がいないというのが大きな問題になっていると思うんですが、そういう点は把握されておりますか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 答弁でも申しましたが、そういった第1通報者あるいは第2通報者が近所とか親戚にない場合には、民生委員にお願いするなど、大変大きな課題となっております。

ただ、先ほど本文でも申し上げましたが、新しいシステムを導入すれば、こういった第

1 通報者、第2 通報者への連絡というのはなくなりますから、今後はセンター方式により対応できれば、こういった課題は解決するのではないかというふうには考えております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7 番（三原 昭治君） 最初の答弁で、私が平成18年に民間によるすばらしいシステムがありますと、ぜひそれを導入されたらどうですかということで、導入を考えているという答弁がありましたので、本当は質問はもうそれで終わりですと言いたいところでしたが、少しまだまだその実態を知っていただきたいということで、通報者がいないということで、今言われたように、民生委員さんが受けていらっしゃる、自治会長さんも。それも1件、2件じゃないんです。数件受けていらっしゃる方がいらっしゃる。

例えば、その受けた第1 通報者が民生委員さんで、電話を取りますね、何という音声か流れてきますか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） たびたび申しわけございません。知りません。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7 番（三原 昭治君） これは電話番号が流れてくるわけですね。

それと、もう一つ、これも通報者のことについては、直接今度はセンターのほうへ通報ということになると思いますのであれですけど、矛盾を感じたことが一つありますので、ちょっと指摘しておきます。

通報者が見つからないからということで、現在ですよ、現状の中で大道と西浦にお住まいの方が、友だち同士で通報者になり合っているという現状があります。それで、今、その設置要件の中に、緊急通報装置を利用するには、すぐに駆けつけることが可能な親戚や知人等の近隣の協力員が原則として2名必要ですと。まるっきり当たってませんよね、当たっておりません。大道から富海にすぐ駆けつけられるかといったら、全く駆けつけることはできません。という現状も今生じてきております。

もう一つ、ちょっとこれはまた緊急ということでお尋ねしたいんですが、高齢者、障害者の方のもしものときにと、高齢者、障害者の方の安全・安心の確保にということで、筒の中にかかりつけ医療機関やお薬手帳の写しなどを入れ、例えば、冷蔵庫の中に保管するという、「救急おたすけっと」の利用状況をちょっと教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。

「救急おたすけっと」のことだと思いますが……済みません、お待たせいたしました。これちょっと1年間の数字ではないんですが、申請が22年1月からありまして、22年

1月から27年8月までで申請件数が2,252件です。

以上でございます。2,252件、5年5カ月、6カ月で。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 申請なんです、誰がされるわけですか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 当然、御本人ということだけの場合もありますが、民生委員とか地区の方が一緒になって来られることもございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 2,200という数字の中で、実際これを本当に利用されているという実態は把握されておりますか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 恐らく冷蔵庫に皆さん、入れていらっしゃるものと思いますが、実際にそのおたすけつとにより、利用救急に至った件数が、先ほど22年1月と言いましたが、利用救急件数は22年2月から今度は27年8月までで62件ございました。そういったものの利用については知っております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 先ほど申しました、おばあちゃんとおじいちゃんの話はしましたが、そこの玄関の下駄箱の上にきちんと鎮座しておりました。中を見ると、何も書いてありません。これは何かねという質問も受けました。そこで、また説明もしておきました。恐らくそのおばあちゃんがみずからが申請したとは私は考えられません。一つの団体か何か申請されたのではないかと考えております。

なぜ私がこういう質問をしているかと申しますと、これは今、緊急通報装置のみではありません。他の事業に対しても委託、これは今、防府市社会福祉協議会に委託されておりますよね。委託した市が、今、委託したほかの業務を、ここでは今、通告しておりませんので、言いませんけど、言葉は悪いですけど、何か丸投げのような状態が今続いております。それは行財政改革で職員が足りない、足るか足りないか知りません。大変だということもわかります。

だけど、今、先ほどから部長に大変失礼な質問をたくさんしましたが、恐らく実態はわからないと思います、その実態は。社協のほうも、これも決して悪いとは思いません。社協のほうは委託を受けたのは、申請に対して、そして設置をするという委託だけです。その調査、検証等の委託は全く受けてないということでもございました。あくまでも、いろんな委託業務をされておりますが、事業主体は防府市であると。やはり肝心かなめの主体で

ある防府市がその中身を知らないということは、大変考えさせられる現状ではないかと思  
います。

今、この一例を挙げさせてもらいましたが、いろんな委託業務の中で同様なケースを  
多々私は見受けております。ぜひ事業主体は防府市であるということを忘れずに、しっか  
り業務に当たっていただきたいと。

それと、私が平成18年に質問しまして、9年がかりになりました。今現在、県内では  
7市5町がもう既に導入して、この民間システムの生活サポートシステムを使っておりま  
す。大変好評だそうです。ぜひこの4月から新制度、新システムということになりました  
ので、よりよい運営といいますか、任すだけではなく、行政のほうもその実態も把握しつ  
つ、また改善すべきところは改善していくということで、取り組んでいただきたいとい  
うことで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、三原議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、20番、木村議員。

〔20番 木村 一彦君 登壇〕

○20番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。本議会での一般質問の  
最後となりますので、どうかよろしく願いいたします。

最初に、都市農業の振興について質問いたします。

本年4月に、衆参両院において全会一致で都市農業振興基本法が成立いたしました。制  
定に当たって、農水省は、以下のように述べています。

我が国の都市農業は、開発の荒波の中にあっても、農業者や関係者の皆さんの努力に  
より、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土環境の保全、農  
業体系の場の提供等の多様な機能を発揮してきました。

人口の減少や高齢化が進む中、これまで宅地化予定地として見られてきた都市農地に  
対する開発圧力も低下してきており、また、都市農業に対する住民の評価も高まってい  
ます。とりわけ、東日本大震災を契機として、防災の観点から、都市農地を保全すべ  
きだとの声が広がっているところです。

都市農業振興基本法は、このような状況を踏まえ、都市農業の安定的な継続を図ると  
ともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて、良好な都市環境の形成に資するこ  
とを目的として制定されました。

このように農水省は述べております。

そもそも都市計画法は、その第7条2項に、市街化区域は、おおむね10年以内に計画

的に市街化を図るべき区域と定めておりまして、都市開発のために農地を提供することに主眼がありました。この結果、都市計画法の施行後、市街化区域において、全国で約26万ヘクタールもの農地が宅地等に転用されております。

ところが、近年、都市計画上不要と位置づけられていた都市農業、都市農地の位置づけの180度の転換が国のレベルでも議論され、一番基礎にある都市計画法による都市農業、都市農地の位置づけが、ここに来て大きく変わろうとしているわけであります。

国土交通省の都市計画制度小委員会は、2012年9月に中間取りまとめを発表しましたが、その中で市街化区域内の農地についても、消費地に近い食料生産地や避難地、レクリエーションの場所などとして多様な役割を果たしているものとして、都市内に一定程度の保全が図られることが重要であり、このような「都市と緑・農の共生」を目指すべきである、このように国土交通省も述べているところであります。

とりわけ、その中で、市街化区域の空間の再構築の中で、都市農業は必然性のある、いわばあって当たり前の土地利用として生かしていく。それから、生産緑地制度による的確な建築規制と農業政策との再結合を図る。また、農地と宅地が混在するエリアの空間管理や市民参加型の仕組みを目指していく等としていることは、極めて重要だと思います。

このように、これまで開発と市街化推進の先頭に立ってきた国交省においても、以上のような政策上の大きな転換が図られようとしているわけであります。

しかし、一方で、農地を開発の対象とする従来からの動きもとまっておりません。国土交通省は、98年、バブル崩壊による経済の落ち込み対策として、都市開発を促進するため、市街化区域に隣接し、または近接した地域であって、おおむね50以上の建築物が連なっている地域の開発を可能にすることや、大規模小売店の出店規制を緩和するなど、法の改正を行いました。これらの改正によって、地価の安い市街化調整区域や都市計画区域以外の駅周辺、既存市街地を起点とする開発が現在でも野放しに進んでいます。

そこでお尋ねします。

1、我が市の市街化区域における農地の現状はどうなっておりますでしょうか。また、それはどのようにこの間、変遷してきておりますか。

2、1991年に改定された生産緑地法では、市街化区域内の農地を一定の要件を満たす生産緑地と宅地化農地に分け、生産緑地は、固定資産税は一般の農地並みの課税とする。相続税は納税猶予の特例を適用するなど、市街化区域に存在する農地を、開発を優先させる場所から農業をする場所へ明確に位置づけました。この生産緑地制度は、市街化区域内の農地を残す制度として現在でも有効に活用されております。この生産緑地の指定は、市が行うことになっておりますが、我が市の生産緑地の現状はどうなっているでしょうか。

さきの6月議会での田中敏靖議員の質問に対しても、慎重に判断する必要がある旨の答弁をしておられますが、いまだに指定されていないとすれば、その理由は何でしょうか。市は早急に市街化区域農地を守るために、生産緑地の指定をすべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

3、基本法は、国及び自治体に都市農業振興基本計画、これの策定を義務づけておりますが、市の取り組みはどうなっていますでしょうか。また、策定に当たっての市の基本的考え方はどのようなものでしょうか。

以上、お答え願います。

○議長（安藤 二郎君） それでは、答弁がかなり長くなりそうですので、ここで昼食のため、13時まで休憩といたします。

午前11時48分 休憩

---

午後 0時59分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を続行いたします。

20番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、都市農業の振興についてお答えします。

まず1点目の、市街化区域内の農地の現状についてですけど、平成27年4月現在で申し上げますと、本市の市街化区域2,982ヘクタールのうち約8.6%に当たるおよそ258ヘクタールが農地として利用されております。

その農地の作付区分としては、田が202ヘクタール、畑が56ヘクタールでして、主には米が生産されている状況にあります。

しかし、市街化調整区域の農地に比べると、1戸当たりの作付面積が小さく、集約していないため、収益率が悪いことや、後継者不足などの要因で耕作をしていない農地が増加する傾向にあります。また、その耕作放棄地の一部ですが、防府市農業公社が借り上げて、ミニ農園として活用しているケースも見受けられます。

次に、市街化区域内の農地面積の推移のお尋ねですが、平成22年の295ヘクタールに比べ、先ほど申し上げました要因により、平成27年度には258ヘクタールとなっており、この減少傾向は今後も続くのではないかと思われまます。

次に、2点目の生産緑地の現状についてお答えをいたします。

生産緑地制度の目的は、良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りながら、都市部に残存する農地等の計画的保全を図ることでありまして、その生産緑地地区の

指定、これは生産緑地法第3条によるんですけど、指定に当たっては、市は市街化区域内の農地等で、1つ、良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの、2つ目、500平方メートル以上の面積、それから3番目ですが、農林漁業の継続が可能な条件を備えているもの、以上の3つに該当する区域について、都市計画に定めることができるとありますが、本市においては、現時点では生産緑地地区に指定した区域はございません。

生産緑地地区を指定していない理由についてですが、生産緑地地区を指定されている例としては、大都市圏における市街化区域内の農地がほとんどであり、本市も他の地方都市と同様に、市街化区域内に多くの農地が存在していることから、生産緑地地区を都市計画に定めるには至らなかったものです。

今後の指定の考え方についてですけど、この制度の目的と本市の市街化区域の現状を総合的に勘案いたしますと、本市において生産緑地地区の指定をするには、先ほど申し上げた3つの要件を満たすことなど、慎重な判断が必要と考えております。

最後に、都市農業振興基本計画への取り組みと策定の基本的な考え方でございますが、まず、都市農業振興基本法においては、国が基本計画を策定することとなっており、この基本計画を踏まえた地方計画の策定を促すとされております。

したがって、これから策定される国の都市農業振興基本計画をもとに、本市の特性を反映させる形での土地利用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） 御答弁にありましたように、平成22年から平成27年の5年間に市街化区域の農地は37.35ヘクタール――38ヘクタール減っております。これは農地全体の12.7%、5年間に1割以上の農地が減ってるわけですね。どんどん急ピッチで市街化の農地が減ってる現状がここにあらわれていると思います。

それから、今、生産緑地を指定してないということですが、この生産緑地を指定することによって、市街化区域にある農地、これが保全されるわけですがけれども、全国的にも、今の御答弁にありましたように、三大都市圏以外のところでは、ほとんどが生産緑地を指定しておりません。いろんな理由を挙げておりますが、要は、これは宅地並み固定資産税が市の財源の大きな部分を占めているというところが、大きなこの生産緑地を指定しない原因であるというふうに言われております。

また、農業者の立場から見れば、生産緑地に指定しますと、向こう30年間、農地転用ができないということで、その辺の不安もあると。そこを行政の側が、30年間売れませ



んよと、転用できませんよということで、いわば躊躇させるような、そういう自治体もあるようであります。

その辺、本市においては、生産緑地を進めたいという農家に対して、どういうふうに対応しておられますか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 生産緑地の指定でございますけれども、御答弁をさしあげましたとおり、農業振興に有益な点も多数ございます。

しかしながら、さまざまな指定要件も法の中に定めてございます。一旦指定をいたしますと、所有者の自己都合での解除が非常に容易ではないということもございます。

そういったこともございまして、山口県はもとより、中国地方での現在の指定はないというふうになっております。ですので、答弁を重ねていたしましたとおり、慎重に判断をしているところでございます。

もし今後、地域の皆様方から御相談、御要望がございましたら、十分に御説明、御協議をいたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） 全国的には、市街化区域の面積は三大都市圏以外の地域が66%、大多数が三大都市圏以外なんです。

ところが、そこでの生産緑地の指定面積は、わずかに0.1%、ほとんどない。これは先ほど申し上げたとおりです。

しかし、これからはこの農地の問題を考える上では、三大都市圏以外のそういう地方の農地を確保することが大きな課題になってくるといふふうに言われておりますので、この生産緑地の申請があった場合は、ぜひ積極的にこれを指定していただきたい。

30年転用ができないということですが、この生産緑地法にはそのことについてちゃんと保障がしてあるんです。例えば、生産緑地法第10条では、農業の主たる従事者が病気やけがで農業ができなくなった場合には、医師の診断書等をつけて行政に時価で買い取るべき旨を申請することができる、こう定められております。

なお、さらに13条では、自治体買い取らない場合は、農業者へのあっせんに努めなければならないと、こう決められておりますし、また14条では、買い手がなく、所有権移転が行われない場合は、生産緑地は解除される、こういうふうに指定解除の条件が法で決められているんですね。

だから、30年間転用できませんよということはないんです。その点、ぜひ農業者に徹

底してもらいたいというふうに思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 法に記載をされております。御要望、御相談がございましたら、わかりやすく御説明をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） それでは、この新たに決まりました基本法では、政府に対して、都市農業の振興に関する検討会の中間取りまとめというのをやっておりますけども、都市の農地を保全する上で、固定資産税や相続税の負担が農家にとって重圧となっていることを特に指摘して、都市計画の方針づくりと同時に、都市農業の公益的機能を維持するための税負担のあり方について、地域住民の理解を得る取り組みを行うように、国や自治体に求めているわけです。ぜひ特に税制、この辺を緩和してもらいたいということで、次のように要望したいと思います。

生産緑地の固定資産税は、緑地管理費として免除すること。それから農業後継者が安心して就農できるようにするために、利子税の廃止など、条件整備を行うこと。さらには、生産緑地にもみずから耕作することを条件に、農地を農地として貸し付ける制度を適用すること。これらを国に対してぜひ求めていただきたい。

以上のことを要望して、この項の質問を終わります。

次に、中山間地の振興について質問をいたします。

2014年5月、日本創成会議が出した人口予測が、半数近い市町村の消滅の可能性を警告し、大きな議論を引き起しました。

これに対して、地方の社会や経済を立て直す地方創生の必要が叫ばれ、11月にはまち・ひと・しごと創生法が成立し、2015年度中、今年度中に全自治体で人口維持を目指す人口ビジョンと人口減少を克服する総合戦略を取りまとめることになりました。

防府市も、現在、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略と防府市人口ビジョンの策定に取り組んでいることは御承知のとおりであります。

ところで、市町村消滅論の議論展開に対して、なぜ消滅というセンセーショナルな言葉を使うのか、なぜ1万人未満の自治体が消滅の可能性が高いと断じるのか、殊さらに危機感、絶望感をあおって、一定の方向に誘導する仕掛けが存在するのではないかなど、各方面から疑問が出されております。

そして、識者からは、日本創成会議が打ち出した人口予測の前提条件に対して、以下のような問題点が指摘されております。

その1、データ時期が古い。同会議の予測は、国立社会保障・人口問題研究所、（略称）社人研、この人口推計をもとにしたもので、この予測には2010年国勢調査までのデータしか使われておりません。しかし、実際には東日本大震災のあった2011年以降、例えば、お隣の島根県内では、中山間地域を中心にUIターンが大きく加速しているという事実があります。

その2、2000年代後半の定住実績の評価が低い。社人研の予測は、2005年から2010年の人口移動率、いわゆる社会増減について、長期的には現行水準では続かない、こういう前提で今後の移動率を2分の1のレベルに引き下げております。

その3、社人研の予測値は、平成の大合併以後における市町村単位のデータをもとにしている。このために、広域合併が進んだ地方では、山間部や都市部など、多様な地域特性による定住状況の違いを反映できていない。実際にはよりきめ細かな人口分析を行うと、田舎の中の田舎で次世代の定住増が目立ってきている傾向がうかがえると。

その4、東京一極集中の持続を仮定している。日本創成会議の予測は、今後とも現在の東京一極集中の社会移動が継続するという仮定に基づいています。このため、地方圏からの流出が一層上乘せされる結果となっています。

島根県中山間地域研究センターの藤山浩博士は、以上の指摘に加えて、日本創成会議のストップ少子化・地方元気戦略は、人口予測だけでなく、その結果を踏まえてまとめられた政策提言についても、次のような課題を指摘しておられます。

日本創成会議のストップ少子化・地方元気戦略には、高度経済成長期以降、半世紀にわたる国づくり・地域づくりへの真摯な反省がそれほど見られない。地方の過疎も、東京への一極集中も、ひたすら大規模集中化による成長を求めてきた社会原理が生んだものであり、そこを根底から考え直さずして人口問題の解決などあり得ない。

地方元気戦略の中心として、若者に魅力のある地域拠点都市づくりと新たな集積構造の構築が掲げられておりますが、そして、ここに投資と施策を集中することが目標となっておりますが、しかし、これでは単に地方にミニ東京をつくることを意図しているにすぎないと言われても仕方がありません。

このような拠点都市構想は、昔から幾度となく打ち出されてきましたが、実効性あるものにはなっておりません。東京を卒業しようとする人は、そんな中途半端な都市に積極的に移住しようとするだろうか、いまだに若者は大都市志向であるという古い価値観を引きずっているように思われ、また、あくまで集積構造に中心が置かれて、農山漁村といった分散構造への対応も副次的なものにとどまっている等々指摘しております。

確かに今回の人口減少対策や多様化する地方創生の動きは、基本的に中央主導で進んでお

り、地域現場における現状把握が後景に押しやられている感があります。中央主導と地方従属、このパターンで進んできたこれまでの国づくり・地域づくりのあり方を直そうとする今回の取り組みが、同じ中央主導の図式で進むということは、それ自体大きな矛盾であります。結果、地方の大半を占める中山間地域あるいは農山漁村を対象とする目標や指標、施策がそれほど目立たないという状況になっているのも、当然と言えば当然かもしれません。

そこでお尋ねいたします。

1、市は、我が市の中山間地域それぞれの人口の現状をどのように把握しておられるか。社人研の分析と予測を下敷きにするのではなくて、市独自に小地域にも応用できる簡易な人口予測プログラムによって、住民基本台帳などのデータを分析し、それぞれの中山間地域ごとに予測と処方箋がセットになった地域人口ビジョンを策定すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2、さらに、交通、買い物、福祉、医療、教育などの暮らしデータ、それから事業所や雇用、農林業などの産業データ、これを整理し、地域の総合的な診断ができるカルテを作成すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

3、多くの中山間地域では、20歳前後の域外流出を前提として、その後の子育て世代の部分をいかに取り戻すかが重要な人口維持戦略になります。つまり、20代後半から30代全般にかけて、結婚して子どもが1人できたような若夫婦が、どれだけ子連れでUIターンをしてくるかに地域の存続がかかってきます。

持続可能な地域と人口を目指す上で、地元への定住状況とUIターン者の最新の動向を把握しておくことは、それぞれの地域で有効かつ主体的な取り組みを進める重要な出発点となります。これへの市の取り組みの現状、今後の課題はどうでしょうか。

4、振興策は、あくまでそれぞれの地域の自主的取り組みが基本ですが、市としてこれへの支援策を手厚くすることは、成功のために欠かせません。市が現在、中山間地域、とりわけ、富海、小野地域に対して行っている支援策にはどのようなものがありますか。また、今後の計画はどうでしょうか。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

山口県では、地域振興5法の適用地域及び農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域が中山間地域として設定されておりまして、本市では、地域振興

5法の一つである「離島振興法」の指定を受けた野島地域と、「特定農山村地域における農林業等活性化のための基盤整備の促進に関する法律」の指定を受けた小野地域、及び「山間農業地域及び中間農業地域」の指定を受けた旧右田村、したがって、右田全域になりますが、そして旧富海村、富海地域になります、の4地域が中山間地域に該当するところでございます。

さて、この中山間地域における地域人口ビジョン及び地域の総合的なカルテの策定についてのお尋ねでございましたが、本市では、今年度、小野地域において、山口県立大学サテライトカレッジ「地域づくりを考えよう」が開催されることを契機に、御提案でございます地域人口ビジョン及び地域の総合的なカルテに類するものとして、小野地域の人口予測値を算出し、あわせて、小野地域内の暮らしや産業のデータを集計した地域カルテを作成いたしております。

これらの人口予測値や地域カルテは、地域の皆様が地域の課題や資源に気づき、課題解決方法の発見につなげていただくために作成したものでございまして、現在、小野地域で策定中でございます「地域の夢プラン」や、策定後の取り組みの一助となるよう、サテライトカレッジの資料として提供したところでございます。

他の中山間地域におきましても、地域の将来計画である「地域の夢プラン」策定への取り組みや、地域づくりをお考えいただく機会などに参考資料として、人口予測値や地域カルテを作成し、当該地域に提供してまいりたいと存じます。

なお、御提案の中山間地域ごとの予測と処方箋がセットになった、いわゆる地域人口ビジョンの策定でございますが、人口予測値に対する処方箋は、地域の課題や取り組み状況に応じたものとする必要もございますので、中山間地域への支援を進めてまいります中で検討したいと存じます。

次に、地域への定住状況、Uターン・Iターン者の動向の把握についてのお尋ねでございましたが、御承知のとおり、住民基本台帳の集計結果により、地域ごとの人口の増減を把握することは可能でございますが、本市への転入者のうち、地方で暮らすことを目的としたUターン・Iターン者の人数を把握することは困難な状況でございます。

しかしながら、今後、Uターン・Iターンなどで移住を希望される方が本市を訪れられた場合には、移住希望地を御案内するといった対応ができる体制も整備してまいりたいと考えておりますので、そのような中で、限られた範囲ではございますが、より実態に即した移住の動向を把握することも可能になると存じます。

最後に、現在の中山間地域、特に富海地域、小野地域への支援策の内容と今後の計画についてのお尋ねでございましたが、中山間地域の振興は、将来にわたって活力ある社会を

維持するために重要な役割を担っていると考えておりました、その1つとして、定住人口の促進や地域外の人材による地域の活性化を目的とした、国の制度であります地域おこし協力隊を今年度、制度活用の御要望をいただいた富海地域に導入いたしております。

本市第1号となる地域おこし協力隊員が昨日着任したところでございまして、11月に着任するもう1名の隊員と2名の体制で、藍染めによる地域おこし活動を行う予定でございます。

国の調査によりますと、地域おこし協力隊員の8割が20代、30代の若い世代で、3年間の任期終了後、6割の隊員が同じ地域に定住しているとの報告もございましたことから、市といたしましても、今後、御要望をいただいた中山間地域から積極的に地域おこし協力隊の導入を進めてまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げました小野地域では、地域の将来計画であります「地域の夢プラン」を策定し、地域の活性化に取り組まれるとのことでございますので、「地域の夢プラン」の策定に関する支援を行うとともに、プランに掲げられた取り組みに対し、地域の皆様と協議しながら、市としてできる限りの支援を行ってまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） Uターン・Iターンの人たちの動向の把握ですが、これは市としてはなかなか困難だと思いますが、地元がやっぱり一番よく知ってるわけですから、地元の方々がこれをきちんと把握するような手助けをぜひしてもらいたいと思います。

ところで、この人口問題で錯覚しやすいところは、増えるにしろ減るにしろ、意外に小さな数字の積み重ねが、数十年後には倍増あるいは半減につながるということでもあります。

そこで、今、地域人口1%取り戻し理論というのが注目されております。2014年3月に国土交通省が発表した国土のグランドデザインの資料によりますと、全国の山間地域全体、ここに383万人の人々が住んでおられますが、これを1,000人の集落に見立てて、毎年人口1%に当たる10名の定住増加により、将来のシミュレーションを行っております。

それによりますと、2040年時点に置いて、現在の8割程度の総人口を維持する、この1%増を毎年続けた場合、それから高齢化率も上げどまる。小・中学生の数も現在の8割程度の水準で維持できる。こういうシミュレーションが国土交通省によって行われています。

全国的に最も状況が厳しい山間地域さえ、この地域人口1%取り戻し理論が有効であるということの意味は、非常に大きいと思います。つまり、全国的に見ても、地域人口の

1%を毎年取り戻すことで、人口減少、高齢化・少子化のストップが見えてくると。あとは毎年1%の定住増を支える経済と拠点ネットワーク、そしてコミュニティや行政を具体的に考えていけばよいというわけであります。

そういう意味で、この人口1%取り戻し理論というのは、防府市においても、これ貴重な考え方になってくると思います。

先ほど申し上げました島根県の中山間地域研究センターの藤山博士は、こういう田園回帰はゆっくり、じっくり進めるべきだと、人口問題は焦って集中的な是正を図ると、必ず長期的な反動がやってくる、こういうふうに述べておられます。

それから、帰ってくるには、もちろん仕事、収入が必要なんです、それに対しても、所得の1%取り戻し戦略というのを提唱されております。工場誘致とか観光開発といった派手な外貨、つまり地域外からのお金、これの獲得策ではなくて、地域内経済循環を取り戻すことによって、地道な所得の1%取り戻しが進む。毎年1%ずつ所得を増やしていけばいい、地域内の循環によって。こういうことを提唱されております。ぜひこれも参考にさせていただきたいと思っております。これについて何か御所見がありますか……。特にない。（笑声）ぜひ研究してもらいたいと思っております。

じゃ最後、先ほども市長の答弁にありました、昨日、地域おこし協力隊の隊員さんが1人就任されたそうであります、富海に。それから、小野地域では、今、夢プランづくりというのが地域のリーダーたちによってやられております。この中身をちょっと見せてもらいましたが、大変すぐれたプランが今進行中であります。

こういうふうに富海地区及び小野地区での取り組みは、今申しました地域での人口1%取り戻しの第一歩として非常に貴重な取り組みだと思っております。すぐすぐに大きな成果は上げないかもしれませんが、こういう地道な努力がこの10年後、20年後、30年後に本当に花開いて、今の人口減に歯どめをかけて、地域が本当に創生される、そういう取り組みになっていくように、ぜひ行政としても最大限の支援をしていただくように要望いたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、20番、木村議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） これをもちまして通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、10月6日、通常開始時刻を変更し、午後1時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。

お疲れさまでございました。

午後 1 時 3 2 分 散会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 9 月 1 5 日

防府市議会議長 安 藤 二 郎

防府市議会議員 行 重 延 昭

防府市議会議員 高 砂 朋 子